

亀山市監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成29年6月16日

亀山市監査委員	渡	部	満
亀山市監査委員	尾	崎	邦洋
亀山市監査委員	国	分	純

第1 監査の請求

- 1 請求書のあった日 平成29年4月7日
- 2 請求人 住所・氏名 省略

第2 請求の受理

本件は、所定の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 請求人の陳述等

平成29年5月12日に法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

第4 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人に通知した。（個人名については、アルファベットで表記。）

亀 監 第 1 0 5 4 号

平成 2 9 年 6 月 1 日

省略

亀山市監査委員	渡	部	満
同	尾	崎	邦
同	国	分	純

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成 2 9 年 4 月 7 日付で、地方自治法（以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき提出された議員報酬の支出に係る亀山市職員措置請求について、同条第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 監査請求の趣旨

措置請求書及び事実証明書に記載されている事項に基づき監査請求の趣旨を次のように解した。

本件は、現職の亀山市市議会議員である X 氏が一般社団法人亀山市観光協会（以下「協会」という。）の理事に就任しており、議員と協会の理事を兼業している状態となっていることから、法第 9 2 条の 2 に抵触し、法第 1 2 7 条により失職となるにも

かかわらず、亀山市長が法第179条に基づく専決処分により同人を亀山市市議会議員から失職させることなく、同人への議員報酬の支払いを決定したことは不当な公金の支出であるとして、専決処分による議員の失職及び議員報酬の市への返還を求める措置請求である。

第2 監査対象部局

監査対象を議会事務局議事調査室とし、監査を実施した。

第3 請求人からの証拠の提出及び陳述

平成29年5月12日に法第242条第6項の規定に基づいて、請求人から請求内容を補足するための陳述の機会を設けたが、監査対象事項について請求内容の補足及び新たな証拠の提出はなかった。

第4 監査の結果

1 事実関係の調査

当該議員への議員報酬の支払い（平成29年4月15日支給日）について

X議員に対する報酬の支払いについては、亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき、月額39万円を毎月15日に支給している。

なお、平成29年4月15日は土曜日であるため、同条例第4条の規定に基づき、平成29年4月14日に支給した。

2 監査対象事項

- (1) X氏が法第92条の2に抵触するにもかかわらず、亀山市長が専決処分により同人を亀山市市議会議員から失職させなかったことの当否について

- (2) X氏は法第127条の規定により失職する立場にあるにもかかわらず、亀山市長が同人に対する議員報酬の支払いに係る支出命令を行ったのは、不当な公金の支出に当たるため、その返還を求める旨の請求について

3 監査委員の判断

- (1) 監査対象事項の(1)について、住民監査請求は、違法又は不当な財務会計上の行為及び違法又は不当な財務に関する怠る事実を対象としているが、請求人が求めるのは、議員の兼業禁止を定める法第92条の2違反を理由とする法第127条に基づく議員の失職に係る議会の議決に代わる専決処分である。

しかしながら、法第92条の2に定める議員の兼業禁止に係る規定の該当性については、議会が決定することとされており、議会の自主的な決定に委ねられている事項である。

また、議員を失職させるか否かについては、議員の資格要件に関する事項であり、財務に関する行為ともいえない。

そうすると、請求人の請求の対象となっている事実は、違法又は不当な財務に関する怠る事実ということとはできない。

よって、この点に関する請求人の請求は、住民監査請求の対象外であり、却下する。

- (2) 監査対象事項の(2)について、請求人の請求の対象となっている事実は、議員報酬の支払いであり、財務会計上の行為であるため、住民監査請求の対象になる事実である。

そこで、議員報酬の支払いという亀山市長の支出命令が違法又は不当であるかが問題となる。

法第203条第1項によれば、「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない」とされており、対象者が議員である限りは議員報酬を支払わな

ければならないこととされている。

この点、請求人は、当該議員が協会の理事に就任していることから、議員の兼業禁止を定めた法第92条の2に抵触し、法第127条に基づき失職することから、当該議員は既に議員の資格を失っており、同人に対する議員報酬の支払いは違法又は不当であると主張するようである。

しかしながら、先に述べたとおり、法第127条第1項によれば、法第92条の2に該当するか否かについては議会が決定することとされており、未だこの点に関する判断が議会でなされていない以上は、当該議員はその職を失うことはなく、議員の資格を有していることになる。

そうすると、亀山市長としては、法第203条第1項に基づき、当該議員に議員報酬を支払わなければならないことになり、議員報酬を支払ったことについて、違法又は不当であるということとはできない。

したがって、この点に関する請求人の請求は棄却する。